



平成 31 年度 丸亀市職員採用試験案内

平成 31 年 4 月 19 日
丸亀市職員課

- 【第 1 次試験日】 令和元年 6 月 30 日（日）
- 【受付期間】 令和元年 5 月 24 日（金）～6 月 14 日（金）
（土・日を除く。郵送による場合は 6 月 14 日（金）までの消印有効）
- 【採用予定日】 令和元年 10 月 1 日又は令和 2 年 4 月 1 日
（採用予定日は、試験合格者と相談のうえ、指定します。）

1. 職種、採用予定人員、受験資格等

職 種	採用予定人員	受験資格等	
行政事務 （文化財専門員）	1 人程度	平成 2 年 4 月 2 日以 後に生まれ た人	下記のいずれにも該当する人 ①大学（短期大学、高等専門学校を除く。）又は大学院において考古学若しくは歴史学（日本史に限る。）の専門課程を修めて卒業（修了）した人（令和 2 年 3 月末日までに見込みの人を含む。） ②博物館法第 5 条に規定する学芸員資格を有する人（令和 2 年 3 月末日までに見込みの人を含む。）

注 1 受験資格を持つ人であっても、次の地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当する人は受験できません。

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・丸亀市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

注 2 日本国籍を有しない人は受験できません。

注 3 行政事務（文化財専門員）の職務内容は、一般行政事務及び埋蔵文化財の発掘調査や文化財の保護行政などの専門的業務に従事します。

注 4 令和元年 6 月 23 日に実施する丸亀市職員採用試験に重複して受験することはできません。

2. 受験申込手続き

（1）受付期間

《持参による場合》 令和元年 5 月 24 日（金）～6 月 14 日（金）（土・日を除きます。）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

《郵送による場合》 特定記録郵便で、6 月 14 日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

（封筒の表左下に「受験申込書在中」と朱書きしてください。）

(2) 提出・送付先

《持参による場合》丸亀市役所 本館 4階 職員課
《郵送による場合》〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目 3 番 1 号
丸亀市市長公室職員課

(3) 提出書類等

①受験申込書

所定の用紙に必要事項を記入し、指定サイズの写真を貼付してください。

②受験票

所定の受験票に記入し、切り取って、「提出用」「本人用」両方とも提出してください。「提出用」には指定サイズの写真を貼付してください。

③返信用封筒 1 通

あて先を明記した長形 3 号サイズ（縦 23.5 cm×横 12.0 cm）の封筒。切手は不要です。

注 5 ①と②の書類は、丸亀市役所案内所、綾歌市民総合センター、飯山市民総合センター、ハローワーク丸亀に用意しています。また、丸亀市ホームページからダウンロードすることもできます。

注 6 受付終了後、受験票と受験当日の注意事項を送付します。なお、6 月 26 日（水）までに当該書類が到着しないときは、職員課（Tel0877 - 24 - 8802）まで照会してください。

3. 試験の日時、内容、成績のお知らせ

(1) 試験の日時、場所

区 分	日 時	場 所
第 1 次試験	令和元年 6 月 30 日（日） 午前 8 時 10 分から受付開始	丸亀市役所本館 2 階第 3 会議室 （丸亀市大手町二丁目 3 番 1 号）
第 2 次試験	日時と場所は、第 1 次試験合格者に別途通知します。	
第 3 次試験	日時と場所は、第 2 次試験合格者に別途通知します。	

注 7 台風その他の事情により、第 1 次試験の日程等を変更しなければならなくなった場合など告知事項がある場合は、丸亀市ホームページ（<http://www.city.marugame.lg.jp>）にてお知らせする予定です。

《第 1 次試験の合格発表》

合格者には郵送で通知します。また、丸亀市役所敷地東側掲示場（発表日より 1 週間掲示します。）、丸亀市ホームページで合格者の受験番号を発表します。電話での問い合わせにはお答えできません。

(2) 試験の方法、内容

試験は、第 1 次試験、第 2 次試験及び第 3 次試験とし、第 2 次試験は第 1 次試験の合格者のみについて、第 3 次試験は第 2 次試験の合格者のみについて行います。（試験の内容を変更する場合は、事前にお知らせします。）

《第1次試験》

職 種	科 目	内 容
行政事務 (文化財専門員)	教養試験 (択一式)	時事、社会・人文及び自然に関する一般知識、並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する一般知能
	専門試験	次表【専門科目出題分野】に記載
	適性検査	公務員として必要な素質、適性についての検査

【専門科目出題分野】

職 種	内 容
行政事務 (文化財専門員)	文化財（埋蔵文化財を含む。）の報告書作成に必要な知識・技術及び文化財保護（保存・活用）等に関する問題（記述式 作図による解説を含む。）

《第2次試験》

科 目	内 容
グループワーク等	主として人物、職務適性、対人関係能力等について評価します。
作文試験	表現力、構成力等について、単一テーマによる作文

《第3次試験》

科 目	内 容
個別面接	主として人物、識見、職務適性等について、個別面接により評価します。

- 第1次、第2次及び第3次試験のそれぞれの成績が一定以下の場合、採用予定人員に満たない場合があります。
- 当日は公共交通機関等を利用してください。
- 受験のために要する旅費、食事（各自で用意してください。）等の経費は、すべて受験者本人の負担とします。
- 受験には、筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム）が必要です。
- 時計は計時機能だけのものに限り、（携帯電話等は使用できません。）

(3) 採用試験成績のお知らせ

受験者本人が希望する場合には、不合格者に限り、試験成績をお知らせします。通知する内容は以下のとおりです。

区 分	通知内容
第1次試験	得点、順位及び受験者数、適性検査結果
第2次試験	得点、順位及び受験者数
第3次試験	得点、順位及び受験者数

《請求方法》

合格発表後、「丸亀市職員採用試験成績通知請求書」に必要事項を記入・押印し、必ず本人が直接職員課に持参してください。この場合、受験票と運転免許証など本人であることを確認できるものが必要です。なお、請求期間は、各試験の合格発表日の翌日から起算して 30 日間とします。

4. その他

- (1) この試験の合格者は、採用候補者名簿に登載されます。その中から令和元年 10 月 1 日または令和 2 年 4 月 1 日以降（試験合格者と相談のうえ、指定します。）、成績順に採用する予定です。ただし、令和 2 年 3 月 31 日までに、卒業見込みの人が卒業しなかった場合や、必要な資格・免許証を取得見込みの人が取得できなかった場合は、この試験に合格しても、原則として採用される資格を失います。
- (2) 採用候補者名簿の有効期限は、令和 2 年 4 月 1 日までです。
- (3) 地方公務員法第 22 条の規定により、採用の日から原則として、6 か月の期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。
- (4) 提出された書類は、合格、不合格にかかわらず返還いたしません。
- (5) 初任給は、おおむね次表のとおり（募集日現在。但し、学歴や職歴などにより、加算される場合があります。）です。このほかに、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

職 種	初任給
行政事務（文化財専門員）	187,200 円

- (6) 学歴詐称などにより受験資格がないことや受験の申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、採用候補者名簿から削除するとともに、採用後に受験資格がないことや学歴詐称など、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用を取り消します。

《問い合わせ先》 丸亀市市長公室職員課
〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目 3 番 1 号
(TEL) 0877 - 24 - 8802 (E-mail) shokuin-k@city.marugame.lg.jp
(ホームページ) <http://www.city.marugame.lg.jp>